

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第54号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 管理職手当支給一覧表、ア 行政職給料表(1)の適用を受ける者の表4級の項中「社会福社会館長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年12月28日から施行する。